

個人市・県民税に適用される税制の主な改正点

▼ 令和4年分の申告から適用

1 住宅ローン控除の特例期間の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例が延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に一定条件のもと入居した人が対象となりました。

入居年月

- 平成21年1月から令和元年9月まで
⇒ 控除期間 10年
- 令和元年10月から令和3年12月まで
⇒ 控除期間 13年
- 令和4年1月から令和7年12月まで
⇒ 控除期間 13年(※1)

(※1) 控除期間について、一定の省エネ基準を満たす新築住宅等に令和4年から令和7年まで入居した場合は13年間、その他の新築住宅に令和4年または令和5年に入居した場合は13年間、令和6年または令和7年に入居した場合は10年間となり、既存住宅については令和4年から令和7年までに入居した場合は10年間となります。

2 住宅ローン控除の個人市・県民税の控除限度額の引き下げ

所得税額から控除しきれない額について、個人市・県民税から控除される金額の上限は、次のように引き下げられます。

- 所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)
⇒ 5% (最高97,500円)

令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居した人が対象となります。

申告相談は2月中旬から始まります。

市内各会場の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

3 18歳・19歳の人の個人市・県民税が課税されない(非課税)条件等について

民法の成年年齢の引下げに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の人は、個人市・県民税が課税されるかどうかの判定において、未成年者にあたらないこととなりました。

未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらない人は、前年中の合計所得金額が41万5千円(※2)を超える場合は課税されます。

- 令和4年度まで ⇒ 20歳未満
(令和4年度の場合、平成14年1月3日以降に生まれた人)
- 令和5年度から ⇒ 18歳未満
(令和5年度の場合、平成17年1月3日以降に生まれた人)

(※2) 扶養家族がいる場合は、個人市・県民税が課税されない前年中の合計所得金額の範囲が異なります。

▼ 令和5年分の申告から適用

1 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択制度の改正

個人市・県民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式を所得税と一致させることとします。また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と一致させることとします。

市民税課 (☎0848-38-9154)

因島瀬戸田市民税係 (☎0845-26-6227)

日曜にも受け取れます マイナンバーカード

☑ マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

📅 12月25日(日)、令和5年1月15日(日)

8:30~12:00

※次は令和5年1月29日(日)です。

📍 本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに市民課へ交付場所変更の連絡をしてください。

📄 ・マイナンバーカード交付通知書(交付案内に同封)

・本人確認書類(交付案内参照)

・通知カード(回収します)

・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

📞 市民課 (☎0848-38-9166)



金曜は午後7時まで市民課 関係窓口を時間延長します

📍 本庁市民課、因島総合支所市民生活課

☑ 各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、パスポートの受け取りなど

※住所変更、パスポートの申請はできません。

📞 市民課 (☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課 (☎0845-26-6208)

※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。

📞 収納課 (☎0848-38-9172)

因島瀬戸田市民税係 (☎0845-26-6227)

事業者の皆さんへ 償却資産の申告はお早めに

市内で事業を営んでいる個人や法人(工場や商店などの経営、駐車場やアパートなどの貸し付け、太陽光発電設備を設置し売電している人など)のうち、1月1日現在、市内に償却資産を所有している人は、申告してください。

📅 令和5年1月31日(火)

※毎年、申告している人には、「償却資産申告書」などを12月中旬に発送します。申告書が届かない人や、新たに償却資産の申告が必要な人はご連絡ください。

■償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その事業のために用いている構築物・機械・器具備品などのことです。

📞 資産税課 (☎0848-38-9164)

マイナポイント第2弾

マイナンバーカードの申請はお済みですか?

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って申込を行うことで、キャッシュレス決済サービスで使えるポイントがもらえるしくみです。

最大20,000円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾は、12月末までにマイナンバーカードの交付申請をした人が対象です。

現在マイナンバーカードの申請から受取ができるまで1カ月~1カ月半程度かかっていますので、お早めの申請をおすすめします。

※マイナポイント第2弾の申込期限は、令和5年2月末です。

※マイナンバーカードをすでに取得し、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人やポイントの上限に達していない人も対象です。

📍 マイナポイント制度全般や予約操作方法などに関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル (☎0120-95-0178)

※音声ガイダンスに従い「5番」を選択してください。

マイナポイントに関すること 情報システム課 (☎0848-38-9308)

マイナンバーカードの交付申請・マイナポイント支援窓口に関すること 市民課 (☎0848-38-9166)

国保 後期 「医療費のお知らせ」を発送します

医療機関を受診した内容(医療機関名、受診年月、患者負担額等)をお知らせする通知です。医療費控除の確定申告で利用することができます。

※2回目の通知より前に確定申告をする場合、11・12月分診療分の医療費控除は領収書で行う必要があります。

※医療費控除の確定申告に関することは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

■国民健康保険の被保険者 年に2回、各世帯主宛に通知します。

📅 発送予定時期 【1回目】 令和5年2月上旬(1~10月診療分)

【2回目】 令和5年3月上旬(11~12月診療分)

※送付不要の世帯は、「医療費通知送付不要の届出書」を提出してください。(昨年度までに申込みをしている場合は不要)

📞 保険年金課 (☎0848-38-9142)

■後期高齢者医療の被保険者

年に2回、各被保険者宛に通知します。

📅 発送予定時期 【1回目】 令和5年1月末(1~10月診療分)

【2回目】 令和5年3月中旬(11~12月診療分)

📍 広島県後期高齢者医療広域連合医療費通知コールセンター (☎050-3504-0127/設置期間:令和5年1月末~3月31日)

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日(賦課期日) 現在の所有者に課税されます

所有権移転登記が年内に完了しない場合は、次年度も元の所有者に課税されます。固定資産の売買・相続等をしたときは、早めに法務局で手続きをしてください。

●所有者が死亡したときは、相続登記が完了するまでの間、相続人の中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出てください。

●令和4年1月2日以降、土地の利用状況の変更(宅地を畑にした等)や、建物を解体した等で登記の変更をしていない場合は届出をしてください。

※山林や農地を太陽光発電設備用地や駐車場等として転用した場合には、宅地または雑種地として地目認定をするため、評価額や税額が大幅に上がります。

📞 資産税課 (☎0848-38-9162・☎0848-38-9164)

因島瀬戸田資産税係 (☎0845-26-6228)

国保 後期 交通事故など第三者から傷害を受けたときには届け出が必要です

交通事故や暴力行為など第三者(自分以外の)の行為によってけがや病気になり、医療機関にかかったときの支払いは、損害賠償として加害者が被害者の治療費を負担するのが原則です。

保険証を使って医療機関を受診する場合には、事前に国保・後期の保険窓口にご相談のうえ、届出書類を提出してください。

また、受診の際に医療機関に第三者(加害者)から傷害を受けた旨を伝えてください。保険者(尾道市国保・後期高齢者医療広域連合)が治療費の一部を立て替えて支払い、後から加害者(損保会社)に対して立て替えた額を請求します。



「第三者行為」となる事例

相手のいる交通事故でけがをしたとき/他人のペットに噛まれたとき/暴力行為を受けたとき/飲食店で食べたものが原因で食中毒にかかったとき/他者所有の建物などの設備欠陥によりけがをしたとき/スキーやスノーボード中での衝突事故 など
※いずれの場合も労災保険が適用された場合は届出の必要はありません。

📍 保険年金課、各支所(御調は御調保健福祉センター)

※後期高齢者医療の人は広島県後期高齢者医療広域連合も可。

届出する人 【国民健康保険】被保険者の属する世帯の世帯主

【後期高齢者医療】被保険者

※被害者が加入する損害保険会社の代行申請も可。

📞 保険年金課 (☎0848-38-9142)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。📅 日時・期間 📍 場所 📞 問い合わせ先 📞 内容 📞 電話 📞 料金 📞 フォックス 📞 持ち物 📞 電子メール 📞 ホームページ